

令和3年度第1回 墨田区障害者施策推進協議会 議事要旨

開催方法：書面開催

議題

- (1) 会長の選任について：資料2のとおり
- (2) 「第4期墨田区障害者行動計画（後期）」令和2年度事業実績及び「第5期墨田区障害者行動計画」令和3年度事業計画について：資料3・4のとおり
- (3) 情報共有・意見交換等

資料

- ・資料1 墨田区障害者施策推進協議会について
- ・資料2 委員一覧
- ・資料3 「第4期墨田区障害者行動計画（後期）」令和2年度事業実績及び「第5期墨田区障害者行動計画」令和3年度事業計画【概要版】
- ・資料4 「第4期墨田区障害者行動計画（後期）」令和2年度事業実績及び「第5期墨田区障害者行動計画」令和3年度事業計画

委員名簿

(敬称略)

氏名	所属
荘司 康男	墨田区障害者団体連合会
三宅 裕	墨田区障害者団体連合会
浅岡 ミサ子	墨田区障害者団体連合会
庄司 道子	墨田区障害者団体連合会
菊池 昌子	墨田区障害者団体連合会
三浦 八重子	墨田区障害者団体連合会
小久保 登美子	墨田区知的障害者相談員
中村 智世子	墨田区身体障害者相談員
○鎌形 由美子	墨田区社会福祉協議会
田村 正一	墨田区民生委員・児童委員協議会
塩塚 靖基	障害福祉サービス事業者
とも 宣子	墨田区議会議員

はら つとむ	墨田区議会議員
しもむら 緑	墨田区議会議員
井上 ノエミ	墨田区議会議員
洪田 ちしゅう	墨田区議会議員
坂井 ひであき	墨田区議会議員
野口 幹人	東京都立墨田特別支援学校長
松井 隆	特別支援学級設置中学校代表（本所中学校長）
原 和也	墨田公共職業安定所 職業相談部長
西塚 至	墨田区保健所長

○会長

委員からの御意見及び御質問等

御意見（１）

障害者手帳のカード化の際、交通系 IC をチップとして埋めてください。

事務局回答（１）

2022年度後半に交通系 IC カード側で障害者割引に対応する予定との報道が今年あったところです。御意見のひとつとしていただきます。

御意見（２）

エスカレーターの歩行利用をやめる条例を墨田区議会で可決成立させて施行してください。2021年3月に埼玉県議会で成立しています。

事務局回答（２）

今年埼玉県議会において、「エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」が全国で初めて可決、成立しました。エスカレーターの安全な利用については首都圏9都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）において広域的に対応してきた経緯があるため、本区としては埼玉県の動向を注視しつつ、時期を捉えて都と協力していきたいと思えます。

御意見（３）

1万円札・5千円札・千円札に点字がなくなったのはなぜですか。

事務局回答（３）

現在の紙幣は表面下部両端の識別マークの形状で種類を判別するようになっていますが、2024年度に流通予定の新紙幣においては、紙幣の種類ごとに異なる場所に識別マークを配置することによって、視覚に障害がある方への判別性を高める工夫をするようです。

御意見（４）

同行ガイドについて、全盲の人に対してのガイドも身体介助できるようにしてほしいです。

事務局回答（４）

平成３０年度の障害福祉サービスに係る報酬改定で、同行援護の「身体介護を伴う」、「身体介護を伴わない」の区分が廃止され、報酬が一本化されたところですが、身体介護そのものが廃止されたものではありません。サービス内容に疑義がある場合は、各地区担当のケースワーカーにご相談ください。

御意見（５）

コロナ禍でも Zoom 等を使って話し合いを持ちたかったです。

事務局回答（５）

委員の皆さまのオンライン会議環境が確認でき次第、開催方法について検討していきます。

御意見（６）

バリアフリー整備について、ユニバーサルシートのある場所が少なすぎると思います。

事務局回答（６）

今年改正された国土交通省が策定する「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」において、バリアフリートイレへの大型ベッド（ユニバーサルシート）の設置は「望ましい」とされていますが、一定の広さを要することなどから数が少なく、認知度も高いとは言えません。区では今年度の心のバリアフリー事業として小学生向けの啓発冊子「心のバリアフリー探検ツアー」を１０月を目途に作成予定です。この中でユニバーサルベッドを含むバリアフリートイレの機能をイラスト入りで紹介し、小学生の段階から理解を深める取組を進めています。

また、区で行うイベント等の際には簡易なユニバーサルシートの設置を検討しています。

御意見（７）

福祉のまちづくりのためにわかりやすいフォントを使用してほしいです。

事務局回答（７）

さまざまな見え方を意識し、わかりやすいフォントの使用に努めてまいります。なお、先述の啓発冊子「心のバリアフリー探検ツアー」の中でも、文字の色と背景色の組み合わせによる読みやすさ、読みにくさについて紹介しています。

御意見（８）

心身障害者福祉手当（区制度）の支給について、永年の要望で令和３年１０月より精神障害者保健福祉手帳１級にも支給される事になりました。家族及び関係機関に周知しています。また、ヘルプカードの配布について家族会員の方が利用しました。

事務局回答（８）

事業の周知に御協力いただきありがとうございます。区ではヘルプカードに加え、周囲の人に気遣いしてほしいことを知らせるための「ヘルプシール」を作成しています。合わせて御利用いただくとともに、周知に御協力いただけると幸いです。

御意見（９）

区内の共同生活援助事業所の運営主体が変わったと伺っていますが、その後の状況について教えてください。

事務局回答（９）

当該事業所は、令和３年７月から別法人が新規に事業所指定を受けて運営を開始しています。勤務していた職員は、全員が新法人に移籍したほか、新たに職員２人が追加となっています。

現在のところ、区にトラブル等の相談はいただいておらず、安定したサービス運営が行われているものと思われまます。

御意見（１０）

パラリンピックでは、「ボッチャ」などの新しい競技の周知が図られましたが、本区の実践について教えてください。

事務局回答（１０）

すみだまつりにおいて、ボッチャ等の障害者スポーツの体験会を通じて周知を行いました。

御意見（１１）

基本目標５「88 成年後見人制度の実施」について、相談件数８９８件という中において、市民後見人受注件数が６件で評価がなぜＡなのか。目標数値は何件を想定していましたか。市民後見人の人数の推移の状況を教えてください。

事務局回答（１１）

本実績報告における評価欄は、事業を予定どおりに実施したものをＡ、できなかったものをＢとしたものであり、数値の高低を評価したものではありません。（（１２）、（１３）の御意見についても同様）なお、数値を基準とした事業評価は、墨田区障害福祉計画・障害児福祉計画で行っており、本会と同時開催している墨田区地域自立支援協議会において、協議しています。

令和2年度の事業計画は10件でした。また、実績については、平成30年度は8件、令和元年度は5件となっています。専門的知識が必要なケースだと弁護士や司法書士が適任となる場合もあり、市民後見人の拡大は課題となっています。

御意見（12）

向島・本所保健センターにおける「91 こころの健康相談等の実施」において、両センター共訪問1人でなぜA評価なのですか。1人となっている要因についての区の認識を教えてください。

事務局回答（12）

来所による相談が基本となりますが、家族等が初回の相談に来て、本人が家から出られないケース等の場合に、本人同意のもと、2回目の相談で医師と地区担当が自宅へ訪問するケースがあるためです。

御意見（13）

基本目標6「132 災害時要配慮者サポート隊の結成支援」について、令和2年度は1町会にとどまっておきながら、なぜA評価なのですか。令和2年度の結成の可能性があった町会数について区は把握していたとは思えません。把握していたら1件でA評価にはならないはずですが、所管は防災課ですが、障害者福祉課としてのこの施策における想定する在り方について伺います。

事務局回答（13）

災害時要配慮者サポート隊は、共助による災害対応の一つとして、意義があると考えます。一方で、障害のある方は支援内容の個性性が非常に高いため、防災課との連携により、個別避難計画による公助の取組を併せてすすめていきます。

御意見（14）

第5期墨田区障害者行動計画「15 障害児の学童クラブ受入れ支援」について、学童クラブ利用の障害児1～2名につき1名の臨時職員（非常勤）を配置するとなっていますが、9月で今年度半年が終了するに当たり、現状はどうなっていますか。

事務局回答（14）

利用障害児44名に対して、24名の臨時職員を配置しています。

御意見（15）

今現在むずかしいと思いますが、新保健センターが設立されたときはその中の「障害者基幹相談支援センター」を充実させ、世田谷区で最近開設され新聞報道された「医療的ケア相談支援センター」の内容（働き）も取り込むようにできたらいいのではないかと思います。

事務局回答（１５）

本区における基幹相談支援センターは、障害福祉サービス等を所管する障害者福祉課と距離的に近い方が相談者にとって利便性が高いとの考え方から、区本庁舎内に設置する予定です。ご意見いただいた世田谷区の事例等、他区の動向を注視しながら内容を検討していきます。

以 上